

小規模事業者持続化補助金<追加公募分>のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

補助内容は？

補助上限額 50 万円*

*複数の事業者が連携して取り組む事業の場合、上限 100 万円～500 万円
(連携する小規模事業者数による)

補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)

対象業種	従業員数
卸売業・小売業	5 名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5 名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業)	20 名以下
製造業その他	20 名以下

*中小企業等協同組合、有責任事業組合、医療法人、宗教法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、農事組合法人、任意団体、創業予定者等は補助対象者に該当しません。

補助対象事業は？

販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)の取組についても補助対象となります。

*補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等(パソコン購入等)の費用は対象となりません。

対象経費は？

機械装置等費
広報費
展示会出展費
旅費
開発費
外注費等...

締切:平成 29 年 5 月 31 日(水)

*商工会で申請書を確認する作業が必要なため、概ね1週間程度の余裕を見てお越してください。

「様式4」・「様式6」の発行には、一定の日数がかかります。

交付決定:平成 29 年 7 月中旬(予定)

補助金活用の流れ

1. 経営計画書の策定・申請書作成

市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。

2. 地域の商工会へ提出

商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。

3. 申請内容の審査

外部有識者、全国商工会連合会による審査を行います。

4. 補助金の交付

採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。

*交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。

5. 販路開拓の取組実施

採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。

6. 実績報告書の提出

事業終了後に実績報告書を提出してください。

*実績報告後に補助金が支払われます。

公募要領等は東京都商工会連合会HPでご確認ください

<http://www.shokokai-tokyo.or.jp>

ご相談は東久留米市商工会へ
お早目にお越してください

東京都東久留米市幸町3-4-12

TEL 042 (471) 7577 FAX 042 (475) 4310